

館林市建築基準法施行細則（道路位置指定関係抜粋）

昭和 63 年 3 月 9 日 館林市規則第 5 号

（取下げ届）

第 9 条 建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）は確認、認定、許可又は承認（以下「確認等」という。）を受ける前に工事の計画を取りやめた場合は、取下げ届（様式第 14 号）2 部を建築主事又は市長に届け出なければならない。

2 道路位置の指定を受けようとする者は、当該指定の申請に係る道の承認を受ける前にその工事の計画を取りやめた場合は、道路位置指定取下げ届（様式第 14 号の 2）2 部を市長に届け出なければならない。

（工事取りやめ届）

第 10 条 建築主等は、確認等を受けた建築物、建築設備又は工作物（以下「建築物等」という。）の工事の全部を取りやめた場合は、工事取りやめ届（様式第 15 号）2 部に当該確認済証、認定通知書、許可通知書又は承認通知書（以下「確認済証等」という。）の写しを添えて、建築主事又は市長に届け出なければならない。

2 道路位置の指定の道の築造承認を受けた者は、当該承認に係る道の築造を完了する前に工事の全部を取りやめた場合は、道路位置指定工事取りやめ届（様式第 15 号の 2）2 部に当該築造承認通知書を添えて市長に届け出なければならない。

（名義変更届）

第 11 条 建築主等は、確認等を受けた建築物等の工事が完了する以前に建築主等又は工事監理者に変更があった場合は、名義変更届（様式第 16 号）2 部に当該確認済証等を添えて、建築主事又は市長に届け出なければならない。（道路位置の指定）

第 16 条 法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路位置の指定を受けようとする者は、道路位置指定申請書（様式第 22 号）に、省令第 9 条に規定する図書のほか、次の各号に掲げる図書を添えて、正本及び副本を市長に提出しなければならない。

- (1) 現況図
- (2) 土地利用計画図（分割予定図）
- (3) 排水施設計画平面図
- (4) 造成計画図
- (5) 造成計画断面図
- (6) 道路平面図
- (7) 道路断面図
- (8) 道路縦断面図
- (9) 実測図
- (10) 申請に係る同意書の印鑑登録証明書
- (11) 排水同意書
- (12) 申請に係る土地の登記簿謄本
- (13) 他法令の許可書等の写し
- (14) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定による申請を受理した場合において、当該申請に係る道の計画が政令第 144 条の 4 第 1 項各号に掲げる道に関する基準（以下「道に関する基準」という。）に適合していると認めるときは、道の築造承認通知書（様式第 23 号）により申請者に通知するものとする。

3 当該申請者は、当該申請に係る道の築造を完了したときは、速やかに道の築造完了届（様式第 24 号）に次の各号に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）申請に係る土地の登記簿謄本

（2）公図

（3）求積図

4 市長は、前項の規定による届出を受理した場合において、当該道が道に関する基準に適合していると認めるときは、道路位置指定通知書（様式第 25 号）により申請者に通知するものとする。

（私道の変更又は廃止）

第 17 条 私道（法による道路に限る。）を変更し、又は廃止しようとする者は、私道変更（廃止）承認申請書（様式第 26 号）及び私道変更（廃止）承認通知書（様式第 27 号）に前条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 6 号、第 12 号及び第 14 号に規定する図書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の承認をしようとするときは、私道変更（廃止）承認通知書により申請者に通知するものとする。

（道路の位置の標示）

第 18 条 第 15 条の道路位置の指定を受けた者又は前条の変更の承認を受けた者は、側溝、縁石その他により道路の境界を明確にしなければならない。ただし、土地の状況等によりこの措置が採れない場合は、コンクリート製その他耐久性のある標識を設置して、その位置を標示することができる。